

前回の研究会（1月26日）でご指摘いただいた主な点

- この研究会において目指すものは何か。「新しい地方財政再生制度研究会」の報告書において整理された、「債務調整を行うことを制度化する場合の課題」について一定の方向性を示すこととするのか。
- 債務調整に限らず、地方公共団体の再生法制を考えるときの基本的スタンスが、まだ定まっていないのではないか。
- 地方公共団体に事業者を前提とした民事再生を当てはめるのは無理だというのは分かるが、ある部分においては個人再生等のアナロジーで考えた方が良い場面もあるのではないか。
- まずは基本的な方向性を議論してイメージを作り、様々な法制のアナロジーが使えるか場合分けした上で、個々の課題について考えるのが良いのではないか。
- 具体的な議論を進めるためには、ケースを分解して考える必要があるのではないか。例えばこれまでの公債の概念は、地方公共団体という法人全体のコーポレートの論理の中で行われてきたが、金融側から見ればコーポレートとプロジェクト、リコースとノンリコース、優先劣後等、様々な関係があり、一方、地方公共団体側から見ても、お金の用途等、場合分け可能なものがあるのではないか。
- そういった投資家・金融側から見た分け方と、行政側から見た分け方を合わせてマトリックスを作り、どんなことが出来るか検討するとともに、本質的な問題として事務や行政の体系の問題があるので、分権の議論に結びつけていく上では、その点を共有しておくべきではないか。

